

審議のポイント

◆確認事項

審査基準 「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」と、付帯事項「また、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」については、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること」の整理について

①付帯事項の記載をもって、審査基準の要件を緩和することの妥当性について

「地域からの要望や歴史的経緯等を加味した上で、検討すること」となっているが、「著しい支障をきたしていること」の要件緩和を行うべきか。あくまで、審査基準に加えて、十分地域の実態を調査した上で検討するものであり、要件緩和をせずに審査基準に基づき検討を行うべきものか。

②審査基準における全住民の同意・要望の取り扱いについて

審査のための必要条件と考えるべきか。同意を重く受け止め、審査基準の緩和につながるものとするべきか。

◆審議事項

上記を確認したうえで、改めて、審査基準オについてどのように考えるか。

<参考：区境の変更を行う場合の基準、付帯事項>

◆区境変更の審査基準

区境変更を行う場合は、以下の基準を全て満たすものとする。

- ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること
- イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること
- ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること
- エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること
- オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること

◆付帯事項

政令指定都市移行時の区割りにおいては、地域コミュニティを維持する観点から、小学校の通学区域を分断しないよう線引きがなされた。

しかしながら、政令指定都市移行以前から小学校の通学区域の見直し及び区の変更に関する要望等があった地域において、区割り決定後に、小学校の通学区域が変更となったことから、この地域については、これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること。

また、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」については、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること。

なお、今後、「行政区変更の方針」に基づき区境の変更を検討する場合、この付帯事項に基づく対応が前例となるものではないことに留意すること。

壺川地域の状況について

●状況報告

壺川 17 町内については、第5回の審議会で期限を決定した平成 31 年 1 月 31 日までを要望書提出期限と通知したが、周辺地域の同意等が取れていないため、現時点で提出はない。

地域からは、周辺地域からの同意が取れたら、要望書を提出する意向がある。

●今後の要望書への対応について

- ・今後提出される要望書は、付帯事項としてではなく、答申書の行政区変更の方針に基づき判断するものとする。